

再編整備等推進支援事業実施要領

20 水漁第2750号
平成21年4月1日
水産庁長官通知
改正 21 水漁第603号
平成21年5月29日
21 水漁第3013号
平成22年4月1日
22 水漁第2428号
平成23年3月31日
23 水漁第602号
平成23年6月14日
24 水漁第432号
平成24年6月4日
25 水漁第1809号
平成26年3月20日
26 水漁第1720号
平成27年4月9日
27 水漁第1880号
平成28年3月25日
29 水漁第1623号
平成30年3月30日
3 水漁第1782号
令和4年3月28日
5 水漁第1601号
令和6年3月29日

第1 目的

この事業は、我が国周辺水域及び国際漁場における資源状況が低迷していることに鑑み、資源水準に見合う漁業の体制を構築するための減船及び資源管理を図るための漁獲対象魚種又は漁業種類の転換を実施するに当たり、漁業経営等への影響を緩和し、資源の管理及び回復並びに漁業生産構造の再編整備の円滑な推進を図ることを目的とする。

第2 定義

- 1 この要領において「補助金」とは、国が第3に規定する事業実施主体（以下単に「事業実施主体」という。）に対して交付する水産業体質強化総合対策事業費補助金のうち再編整備等推進支援事業費をいう。
- 2 この要領において「助成金」とは、事業実施主体が水産業体質強化総合対策事業費

補助金交付等要綱（令和４年３月２８日付け３水推第１４３３号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第３の３の（１）及び（２）に規定する事業（以下「減船等」という。）を行う者に対して交付する不要漁船・漁具処理対策助成金、とも補償負担軽減対策助成金又は魚種転換等支援助成金をいう。

３ この要領において「漁船のスクラップ処分等」とは、６に定める減船等対象漁船についての次に掲げる処分又は譲渡をいう。

（１）漁船の解体又は焼却の方法によるスクラップ処分

（２）国、地方公共団体又は漁業協同組合（以下「魚礁事業実施主体」という。）の行う魚礁設置事業に使用するための沈船処分

（３）その漁船を使用して漁業を営もうとする漁業者（東北地方太平洋沖地震に伴う津波により漁船を失った漁業者（「被災漁業者」という。以下同じ。）に限る。）又はその漁船を自らの組合員、会員、社員等である被災漁業者に使用させるために取得しようとする漁業協同組合その他の法人への譲渡

４ この要領において「漁船の小型化」とは、次に掲げるものをいう。

（１）農林水産大臣の許可を必要とする漁業（以下「大臣許可漁業」という。）及び都道府県知事の許可を必要とする漁業（以下「知事許可漁業」という。）のうち、総トン数階層区分別隻数が設定されている漁業又はこれを設定する予定のある漁業であって、その漁業の許可を受けている者が、その許可を受けている漁船の総トン数が属する総トン数階層区分より下位にある総トン数階層区分に属する総トン数の代船について許可又は起業の認可を受ける場合の漁船の小型化（当該漁船と同一の総トン数階層区分に属する総トン数の代船について許可を受けようとする者が、一時的に当該漁船より下位にある総トン数階層区分に属する総トン数の代船について許可又は起業の認可を受ける場合を除く。）

（２）（１）のほか、漁業種類（以下「業種」という。）を変更することなく、その漁業の許可を受けた者が、水産庁長官が適当と認める漁獲努力量をおおむね２割以上縮減する漁法の転換又は７に定める附属船の縮減を行い、当該漁業の許可又は起業の認可を受ける場合の漁船の小型化

５ この要領において「漁具のスクラップ処分等」とは、不要となる漁具（第４の１の（１）の不要漁船・漁具処理対策事業又は交付等要綱第３の３の（２）に規定する魚種転換等支援事業によってスクラップ処分を行うもの）についての次に掲げる処分又は譲渡をいう。

（１）漁具の解体、裁断、埋立又は焼却の方法によるスクラップ処分

（２）その漁具を使用して漁業を営もうとする被災漁業者又はその漁具を自らの組合員、会員、社員等である被災漁業者に使用させるために取得しようとする漁業協同組合その他の法人への譲渡

６ この要領において「減船等対象漁船」とは、次に掲げるものをいう。

（１）減船（減船を行う者が従前の業種で主な漁獲対象としていた魚種又は系群（遺伝的又は産卵期、産卵場、分布、回遊、成長、成熟、生残等の生物学的な特徴により、他の生物集団と区別できる集団）と同一のものを漁獲対象とする新たな業種を行う場合にあっては、当該業種による漁獲努力量が従前の業種に比べておおむね２割以

上縮減されるものに限る。)の対象となる漁船

(2) 漁船の小型化の対象となる漁船

- 7 この要領において「代替漁船」とは、減船等対象漁船と同一の業種（減船を行う者が新たな業種を行う場合にあっては、従前の業種とする。）で使用されている漁船であって、当該減船等対象漁船より船齢が高く、かつ当該減船等対象漁船の代替として漁船のスクラップ処分等を行うものをいう。
- 8 この要領において「附属船」とは、まき網漁業等における運搬船及び魚探船（灯船を含む。）をいう。
- 9 この要領において「資源管理基本方針」とは、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項に規定する資源管理基本方針をいい、「都道府県資源管理方針」とは、同法第14条第1項に規定する都道府県資源管理方針をいい、「資源管理協定」とは、同法第124条第1項の協定であって農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けたものをいう。また、「資源管理基本方針等」とは、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針をいう。
- 10 この要領の再編整備支援事業における「残存漁業者」とは、第5の1の(1)の事業計画に参加する業種を営む漁業者をいう（減船の実施により当該業種から退出するものを除く。）。
- また、「残存漁業者等」とは、残存漁業者及び事業実施主体、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会、漁業団体又は地方公共団体等をいう。
- 11 この要領の魚種転換等支援事業における「漁業者」とは、第5の1の(1)の事業計画に参加する業種を営む漁業者をいう。
- また、「漁業者等」とは、漁業者及び事業実施主体、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会、漁業団体又は地方公共団体等をいう。

第3 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、交付等要綱第3定める漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産庁長官が適当と認める団体とする。

第4 事業の内容

事業実施主体は、次の区分の事業を行うものとする。この場合において、必要に応じて1及び2の事業を併せて実施することができるものとする。

1 再編整備支援事業

本事業は、次の事業を行うものとする。ただし、高度経営移行型を除き、次の(1)及び(2)を併せて実施することはできない。

(1) 不要漁船・漁具処理対策事業

不要漁船・漁具処理対策事業については、減船等対象漁船のスクラップ処分等を行った者又は減船等対象漁船を取得し（取得した減船等対象漁船が漁船の小型化の対象漁船である場合を除く。）、かつその代替漁船のスクラップ処分等を行った者に対し、不要漁船処理対策助成金を交付することとする。また、これらの者が資源管理協定に基づく網の規制を実施することにより漁具のスクラップ処分

等を行う場合については、不要漁船・漁具処理対策助成金を交付することとする。
なお、減船と漁船の小型化は、併せて実施することができるものとする。また、
国際漁場型については、漁具のスクラップ処分等は事業の対象としない。

(2) とも補償負担軽減対策事業

とも補償負担軽減対策事業については、減船等対象漁船を当該漁業に使用することを廃止しようとする者に対し、残存漁業者等が当該廃止に係るとも補償金を支払うために、融資機関からその支払に必要な資金として、整備資金（株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）別表第一第 8 号の下欄のソに規定する漁船の隻数の縮減に伴い必要な資金をいう。以下同じ。）その他水産庁長官が別に定める資金を借り入れた場合について、当該借り入れた者に対し、とも補償負担軽減対策助成金を交付することとする。

2 魚種転換等支援事業

魚種転換等支援事業については、資源管理協定に基づき漁獲対象魚種又は業種を転換するために必要な漁具若しくは漁ろう設備を取得若しくは設置した者又は業種の転換により不要となる現在使用中の漁具のスクラップ処分等を実施した者に対し、魚種転換等支援助成金を交付することとする。

ただし、この事業により助成金を受けた者に対し、助成金交付申請年度から 3 年度の間については、同一の漁船を対象とする 1 の事業の申請ができないものとする。

第 5 事業の実施

1 事業実施主体による事業計画の作成等

(1) 事業計画の作成

ア 事業計画の作成

事業実施主体は、第 4 の 1 又は 2 の事業を実施しようとするときは、水産庁長官が別に定めるところにより、再編整備等推進支援事業計画（以下「事業計画」という。）を水産庁長官に提出し（イに掲げる場合を除く）、あらかじめ、その承認を得るものとする。

イ 提出書類の経由

アに規定する事業性格が再編整備支援事業に係るものであつて、当該事業の対象とする業種が都道府県知事の許可を受けなければならないものである場合には、あらかじめ、当該都道府県知事を経由して当該事業計画を水産庁長官に提出するものとする。

ウ 添付書類

アに規定する事業計画が再編整備支援事業のうち資源管理型又は魚種転換等支援事業に係るものである場合にあっては、事業計画と合わせ、当該事業が目的としている魚種に係る資源管理協定の写しを当該事業計画の提出の際に添付するものとする。

(2) 事業計画の承認

水産庁長官は、事業の区分ごとに次の要件が満たされていると認め、かつ、望ましい資源の管理及び回復並びに漁業生産構造の再編整備を円滑に推進する上でこの

事業の実施が必要であると認める場合については、当該事業計画を承認するものとする。

ア 再編整備支援事業の要件

(ア) 資源管理型

- a 資源管理協定に沿った事業計画を作成していること。
- b 大臣許可漁業又は知事許可漁業のうち、次の要件を満たしている漁業又は満たす予定のある漁業（以下「減船等対象漁船の行う許可漁業」という。）における減船であること。
 - ① 許可をする漁船隻数の最高限度が定められていること。
 - ② 附属船のみを削減する計画の場合については、許可船舶毎に附属船の隻数の最高限度が定められていること。
- c aの資源管理協定において減船等対象漁船の行う許可漁業が管理対象として記載されており、かつ当該許可漁業を行う漁業者のうち、減船により資源水準に見合った漁業生産体制を構築しようとする魚種又は系群（以下「減船の目的とする魚種等」という。）と同一のものを主要な漁獲対象とする漁業者の過半が、aの資源管理協定その他減船の目的とする魚種等に係る資源管理協定に参加していること。

(イ) 高度経営移行型

生産性の高い操業形態へ移行する際又は漁船の収益性の回復のための取組みの一環として漁船のスクラップ処分等を行うこと。

(ウ) 国際漁場型

- a 事業実施主体の構成員のうち、事業計画が対象としている業種を営む者の過半数の漁業収支において、当該事業計画を作成した年の前年において欠損が生じていること又は当該事業計画を作成した年への繰越欠損が生じていること。
- b 事業実施主体の構成員のうち、事業計画が対象としている業種を営む者の漁業収支の平均において、当該事業計画を作成した年の前年において欠損が生じていること又は当該事業計画を作成した年への繰越欠損が生じていること。

(エ) 再編整備支援事業（交付等要綱3の3の（1）のアに規定する「資源管理型」、同第3の3の（1）のイに規定する「高度経営移行型」のうち漁船の収益性の回復のための取組の一環として同第3の1の（1）のアの（イ）に規定する認定改革計画に基づき行われるものを除く。）による減船等により、漁獲努力量が、おおむね2割以上縮減されること。

イ 魚種転換等支援事業の要件

(ア) 資源管理協定に基づき、漁獲対象魚種又は業種を転換するための漁具又は漁ろう設備を取得又は設置すること又は業種の転換を行うこと。

また、転換後の漁業を3年以上の間継続することとしていること。

(イ) 漁獲対象魚種を転換する場合については、新たな漁獲対象とする魚種又は業種において、転換後の漁獲努力量が増加しても特段問題ないものと認められるこ

と。

ウ 再編整備支援事業及び魚種転換等支援事業に共通の要件

(ア) この事業による減船等が漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和 51 年法律第 43 号。)第 6 条の規定に基づく整備事業によるものである場合については、当該整備事業に係る整備計画が農林水産大臣により適当である旨の認定を受けていること。

(イ) この事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(ウ) 事業計画に参加する漁業者の数及び当該事業の実施の状態からみて資源の管理・回復又は漁業の生産構造の再編が的確に実施されると認められること。

(エ) 事業計画に関して、この事業によるもののほか、国からの補助金等の交付を受けていないこと。

(3) 水産庁長官は、事業計画の承認を行ったときは、当該事業計画書の写しを関係都道府県知事に送付するものとする。

(4) 事業計画の変更については、(1) から (3) までに準ずるものとする。

2 事業資金の造成

(1) 事業実施主体は、助成金の交付に充てるため、事業資金を造成するものとする。

(2) 事業資金は水産庁長官が別に定めるところにより都道府県、残存漁業者等又は漁業者等の負担金及び国の補助金をもって造成するものとする。

(3) (2) の規定にかかわらず、交付等要綱第 3 の 3 の (1) のアに規定する「資源管理型」のうち対象業種の 1 割以上が減船に取り組むもの、同第 3 の 3 (1) のイに規定する「高度経営移行型」のうち漁船の収益性の回復のための取組の一環として同第 3 の 1 の (1) のアの (イ) に規定する認定改革計画に基づき行われるもの又は同第 3 の 3 の (2) に規定する魚種転換等支援事業については、国の補助金をもって行うほか、当該補助金に加えて都道府県、残存漁業者等又は漁業者等の負担金を充てることができるものとする。

(4) 事業実施主体は、事業資金を他の業務に係る資金と区分して経理しなければならない。

3 事業資金の水準

国は、2 の (2) 及び (3) により事業実施主体が造成する事業資金（水産庁長官が別に定める算定方法によって得られる額の範囲内とする。）に対し、水産庁長官が別に定めるところにより交付するものとする。

第 6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

附 則

1. 資源回復計画及び漁獲努力量削減実施計画による資源管理から資源管理指針及び資源管理計画による資源管理への移行における経過措置として、平成 23 年 3 月 31 日付け 22 水漁第 2428 号水産庁長官通知による改正前の実施要領（以下「旧実施要領」という。）の規定は、平成 22 年度から引き続き実施している資源回復計画又は国際資源管理実施計画に沿って行われる減船・休漁等並びに同計画とあわせ省エネ型漁具への改良等を行う取組に適用する。

この場合において、旧実施要領のうち、下表左欄の規定の適用については、同表右欄の記載のとおりとする。

旧実施要領の項目	適用後の規定
第２ 定義	第２ 定義
１～２ [略]	１～２ [略]
３	３ この要領において「漁船のスクラップ処分等」とは、６に定める減船等対象漁船についての次に掲げる処分又は譲渡をいう。 （１）漁船の解体又は焼却の方法によるスクラップ処分。 （２）国、地方公共団体又は漁業協同組合の行う魚礁設置事業に使用するための沈船処分。 （３）その漁船を使用して漁業を営もうとする漁業者（東北地方太平洋沖地震に伴う津波により漁船を失った漁業者（「被災漁業者」という。以下同じ。）に限る。）又はその漁船を自らの組合員、会員、社員等である被災漁業者に使用させるために取得しようとする漁業協同組合その他の法人への譲渡。
４ [略]	４ [略]
５	５ この要領において「漁具のスクラップ処分」とは、不要となる漁具（第４の２の（１）のアの不要漁船・漁具処理対策事業又は実施要綱第３の３の（２）に規定する魚種転換等支援事業によってスクラップ処分がされるもの）についての次に掲げる処分又は譲渡をいう。 （１）漁具の解体、裁断、埋立又は焼却の方法によるスクラップ処分。 （２）その漁具を使用して漁業を営もうとする被災漁業者又はその漁具を自らの組合員、会員、社員等である被災漁業者に使用させるために取得しようとする漁業協同組合その他の法人への譲渡。
６～１０ [略]	６～１０[略]

第5 事業の実施	第5 事業の実施
1 [略]	1 [略]
2 事業資金の造成	2 事業資金の造成 (1) 事業実施機関は、助成金の交付に充てるため、事業資金を造成するものとする。 (2) (1) の事業資金は水産庁長官が別に定めるところにより都道府県、事業実施機関、残存漁業者等又は漁業者等の負担金及び事業主体の事業資金助成金をもって造成するものとする。 (3) (2) の規定にかかわらず、実施要綱第3の3の(1)のアのうち対象業種の1割以上が減船に取り組むもの、同第3の3の(1)のイのうち漁船の収益性の回復のための取組の一環として同第3の1の(1)のイの(ウ)に規定する認定改革計画に基づき行われるもの、同第3の3の(2)のエ又は同第3の3の(4)については、事業主体の事業資金助成金をもって行うほか、当該助成金に加えて都道府県、事業実施機関、残存漁業者等又は漁業者等の負担金を充てることができる。 (4) 事業実施機関は、事業資金を他の業務に係る資金と区分して経理しなければならない。
3～5 [略]	3～5 [略]

2. 資源回復計画及び漁獲努力量削減実施計画による資源管理から資源管理指針及び資源管理計画による資源管理への移行に当たり、資源管理計画において、従前の漁獲努力量削減実施計画において資源回復のために講じることとされていた措置と同等の資源管理措置が講じることとされている旨を水産庁長官が認めたときは、従前の漁獲努力量削減実施計画に関し旧実施要領第5の1の(2)の規定により承認された事業計画は、当該資源管理計画に関し本実施要領第5の2の(1)の規定に基づき承認された事業計画とみなす。

附 則

この要領は、平成24年6月4日から施行する。ただし、この要領による改正前の要領において承認された事業計画の変更その他の手続については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月20日）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この要領による改正前の要領において承認された事業計画の変更その他の手続については、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月9日）

この要領は、平成27年4月9日から施行する。ただし、この要領による改正前の要領に

において承認された事業計画の変更その他の手続きについては、なお従前の例による。

附 則（平成２８年３月２５日）

この通知は、平成２８年３月２５日から施行する。ただし、この通知による改正前の要領において承認された事業計画の変更その他の手続きについては、なお従前の例による。

附 則（平成３０年３月３０日２９水漁第１６２３号）

この通知は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月２８日３水漁第１７８２号）

１ この通知は、令和４年４月１日から施行する。

２ この通知の施行前に実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附 則（令和６年３月２９日５水漁第１６０１号）

この通知は、令和６年４月１日から施行する。